

電力自由化の足取り

湯本雅士

・電力事業を規制下においた理由

規模の利益（スケールメリット）の享受・・・事業規模が大きいほどコストが低下する
発・送・配電の一貫管理・・・過剰な設備建設を避けることができる
大規模災害時等への迅速な対応が可能である

・近年における変化

技術革新・・・小規模事業でも低コストで発電が可能（消費者も生産者になり得る）
経済拡大に伴う電力需要の増大・・・需要と供給の調整の場である電力市場が拡大
情報通信技術の発達・・・地理的に分散した生産者と消費者の市場参加が可能

・競争原理の導入

上記の変化が発電の自由化を促進。競争原理の導入により価格が低下（規制時代は
総原価主義によってコストが高止まり）。ただし、配電網サービスは依然として規模の利
益が働く領域であり、したがって送配電分野ではなお規制存続の意義ありとされる
需要の変化に応じて価格が変化する結果、例えば夏場の電力需要が抑えられる、不需要期
には価格が低下する、というメリットもある

・欧米の動き

EU

1997年電力指令一以下を義務付け

加盟国は2003年までに発電部門を自由化し、小売部門も漸進的に自由化する
電力会社から運営面で独立した送電系運用者を設置する
発・送・配電の会計を分離し、内部補助を防止

2003年指令

送電部門を別会社とする

2007年までに小売市場を完全自由化

この結果、発・送・配電各社の民営化・再編が進行。この結果、電力・ガス・水道等を
扱う巨大パブリック・ユーティリティ会社が誕生

米国

1990年代に自由化進展

1996年送電網の開放を義務付け

小売市場の自由化は各州の権限。2011年現在15州、ワシントンDCで実施

ただ、競争激化の結果、送電システムの管理・更新がおろそかになり、大停電が発生するという事態も。電力卸売市場における投機的な価格操作という問題も発生

日本

1951年 全国を9つの地域に分け、それぞれ民間電力会社による独占的な電力供給体制（発・送・配電一貫経営）がスタート（後に沖縄が加入して10電力）

（参考）戦前は電気事業は国営であり、国策会社「日本発送電」が発電と送電を管理、全国9つの配電会社が配電を担当

1995年 電力会社に卸電力を供給する発電事業者の参入が可能となる
特定地点（巨大ビル等）における小売供給が特定の電気事業者に認められる

2000年 2000kw以上の大需要家に対して特定規模電気事業者による小売を承認

2004年 「日本卸売取引所（JEPX）」設立

2005年 電力取引市場稼働・大口需要者に対して小売自由化
（翌日受渡し電力を30分単位で取引するスポット取引と
1ヶ月から1年先の電力を1週間から1ヶ月単位で取引する先渡取引）

2016年 一般家庭も卸発電事業者から電力の購入が可能

2020年には発送電分離を計画

（参考）現在、一般電気事業者（旧9電力+沖縄）10社、新電力事業者762社が存在。

このうち、JEPX会員は110社、うち、85社が小売販売実績がある。

卸売電力市場の約定量はこのところ急速に増加、2012～2016年度の年平均増加率は34.3%。2017.10～12の約定量は前年同期比2.9倍（ほぼすべてスポット市場）。

新電力事業者のJEPXからの電力調達量の比率は2017年12月現在約39%

（残りは相対取引、もしくは自家電源）